

## 第20回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年1月24日（金） 午前9時00分～午前10時55分

2. 場 所 真室川町役場庁舎 3階町民研修室1・2

3. 議 事

- ・報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第47号 農地利用集積計画（案）の決定について
- ・議案第48号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について

4. 出席者等（敬称略）

（1）出席委員

梁瀬 裕	庄司 稔	高橋慎知子	高橋 充
新田祥子	沼澤一夫	佐藤慎一	

（2）欠席委員

阿部邦之	園部義和
------	------

（3）傍聴農地利用最適化推進委員

斉藤 功	齋藤賢人
------	------

（4）事務局出席者

事務局長	斉藤克智
事務局長補佐	木戸太一
事務局主事補	池田梨央
会計年度任用職員	齊藤瑠依

5. 議事録署名委員

庄司 稔	高橋慎知子
------	-------

事務局長	おはようございます。新年始まってから最初の総会になります。今年もよろしく願いいたします。それでは会長よろしく願いします。
会 長	おはようございます。それでは第20回真室川町農業委員会総会を始めます。3番の事務報告をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	はい。ありがとうございます。次に4番の議事録署名委員は2番と3番委員をお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	ありがとうございます。皆さんから何かご意見やご質問ありませんか。
9番委員	はい。●●さんが相続されたという事は、贈与されなかったということでしょうか。
事務局長	はい。当委員会より贈与の許可を出しておりましたが、登記する前に●●が亡くなり、贈与はできていませんでした。
9番委員	はい。わかりました。
会 長	他に皆さんからご質問やご意見はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは、報告第18号は決定させていただきます。続きまして、議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、説明をお願いします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>

会 長	はい。ありがとうございます。それではみなさんからご質問やご意見はございませんか。先に受付番号24・26・27番から審議します。
2番代理	はい。受付番号27番は売買する農地と贈与する農地があるようですが、贈与税がかかるのではないですか。
事務局主事補	はい。かかります。事務局としても、贈与税がかかることについて申請人に確認しましたが、両者納得して決めた事とのことでしたので、当初の申請通りに受付いたしました。
2番委員	はい。わかりました。両者が納得しているのなら良いです。
会 長	他に皆さんからご意見やご質問はございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは、議案第46号受付番号24・26・27番は決定させていただきます。
2番委員	それでは受付番号25番について、ご意義ある方いらっしゃれば、お願いします。
5番委員	はい。登記地目が原野で現況地目が田になっていますが、よくあることですか。登記地目は直さなくても大丈夫ですか。
事務局主事補	はい。今回のように登記地目が原野のまま、現況は農地として利用されているケースはあります。農業委員会としては、現況主義なので、問題はありません。
事務局長	固定資産税も現況で課税されるため、税制上の問題もありません。
5番委員	はい。わかりました。
2番委員	皆さんから他にご質問等ございませんか。
各 委 員	ありません。

2番委員	それでは議案第46号受付番号25番は決定させていただきます。
会長	次に議案第47号農地利用集積計画（案）の決定について、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会長	はい。ありがとうございます。それでは初めに、受付番号1から3番までで皆さんからご意見やご質問はございませんか。
2番委員	はい。今回から手数料が発生するという事ですが、手数料を加味した金額設定をした契約はありましたか。
事務局主事補	1件ありました。出し手に支払う金額が今まで通りになるように、手数料分を受け手が多く支払う形で見直しがありました。
2番委員	はい。わかりました。
会長	皆さんから他に何かご意見やご質問はありますか。
各委員	ありません。
会長	それでは次に受付番号4番の審議に入ります。ご意見やご質問はありますか。確認ですが、賃料の金額が一円単位まで設定してあり、細かく設定されているのはどうしてですか。
事務局主事補	はい。全地で金額設定した場合、10a 当たりになるとこのような金額になります。
会長	はい。わかりました。皆さんからはご質問等ございませんか。
各委員	ありません。
会長	それでは次に受付番号5番から7番までで、ご意見やご質問ございませんか。私から一つ質問ですが、全て水田として利用しているのですか。

事務局主事補	一部転作作物を植えていますが、他はすべて水稲です。
会 長	はい。わかりました。皆さんから他にご質問等ございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは次に受付番号 8 番と 9 番について、ご意見やご質問ございませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案第 4 7 号は決定させていただきます。続きまして、議案 4 8 号農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	<b>【事務局説明】</b>
会 長	はい。ありがとうございました。今後の方向性について皆さんからご意見をいただきたいと思えます。皆さんいかがですか。
9 番委員	はい。資料の現況地図と目標地図を見比べてみたのですが、目標地図作成に当たって地域住民の意見は反映されたのですか。
事務局主事補	はい。昨年度に実行組合長の皆さんに、それぞれの地区の農地の地図をお配りしました。現在耕作しているところは黒色、将来耕作予定の所は赤色で表記していただくようお願いしておりました。戻ってきた地図の色を基に地図に反映しております。中には、現状維持が目標という地区もあり、現況地図と目標地図が同じという地区もあります。
9 番委員	はい。わかりました。
事務局主事補	今のところ農地法第 3 条の契約については、計画に載っていなくても今まで通り貸し借りできますが、年度末に一年間の契約内容を追記しなくてははいけません。
2 番委員	貸し借りも簡単には出来なくなる印象ですが、返す時も簡単にいなくなるのでしょうか。

事務局補佐	返すことはできますが、その後借りたい人が出てきた場合、計画変更後になるという事です。
会 長	当町のような中山間地域では遊休農地が増えることにつながりそうですね。
事務局補佐	地域計画のこともありますが、これからは機械の大型化で機械の入っていけないような小さな区画の農地や、水のかからない農地は5年水張ルールのこともあり、どうしても取り残されていきます。今後そういった農地をどうしていくかは、農林課としても大きな課題として捉えています。
会 長	さて、皆さんまずは、目標地図に名前が載っていないと新規に中間管理機構を通した契約ができないことなどもありますし、継続して地域で話し合いながら進めていただきたいと思います。皆さんから他にご質問等ありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	それでは議案第48号は決定させていただきます。これで第20回の総会を終了します。ありがとうございました。

議 事 録 署 名 人

会長

印

---

委員

印

---

委員

印

---